

2005年7月15日

経営学部教授会各位殿

吉井康雄

## ご 連 絡

私の人格にかかわるところですので、議事録修正の必要があるかと思い、下記修正案を教授会席上で発言します。ご了解ください。

先日、ある教授会メンバーの方が下記の発言をしておられます。

「2チャンネルをケースとして取り上げている吉井の品格を疑う」

この発言の記事は、3月9日の議事録にある次の文章によるものと思われます。

（吉井）2チャンネルなどにも投稿されており、噂が立つこと自体が問題である。私はこのような発言をしておりません。“吉井の品格を疑う”という言葉に寂しい思いをしています。

執行部は議事録修正可否小委員会（教務委員、学生委員、入試委員の3名）を設立、議事録修正可否採決を行い、執行部はそれに従うという間接的な言論統制を断行され、“議事録は発言録ではない”と定義されましたが、私の人格権を侵害する部分が修正前議事録にはありますので修正をお願いします。

議事録修正可否小委員会設立の執行部の意図は、“北村・樋口両氏のカンニング不正処理に関わる文章をあいまいにしておきたい”、“青水氏の発言が名誉毀損で訴えている吉井の名誉毀損にあたるので削除しておきたい”という意図と私は理解していますが、そこの部分は適当にしてくださって結構です。

私の人格にかかわるところは“大学人としての資質”にかかわる部分ですので、“修正を認めない”という教授会決定には異議申し立てしますので、修正可否小委員会をもち、ご検討のうえ修正して下さるようお願いいたします。

私の発言内容は下記のとおりです。私の趣旨を活かした文章表現にしてください。  
（吉井）2チャンネルなどにも投稿されており、噂が立つこと自体が問題である。

↓

（吉井）経大チャンネルにも投稿されており、情報を持っているものにはそれが事実かどうか分かる。

（吉井）私を抑えようとしても別の方から出されることもある。私は提言している。

↓

（吉井）私を抑えようとしても別の方からこのような事実が出されたら大学にとって大きな問題になるということを私は提言している。

判断の参考のため、私が修正依頼した元の議事録と、私の修正要望部分をセットで投函しておきます。

## 元の議事録

2005年3月9日（金）13時40分～15時30分

本館第2会議室

（13）卒業判定について

吉井教授から「“2003年1月の試験期間中に起こったカンニング行為の不正処置”に関する問題点」の配布があった。意見交換の結果、①2ヶ月間は議事録を協議して訂正できること、②それ以前のことは意見しないことを再確認した。（吉井）大学、学部を取り巻く環境は厳しい。競争に勝っていくには、より透明性と目的志向が重要であり、意見として発言した。資料内容が事実であれば、企業では懲戒処分であり、まかり通るのはおかしい。

◇文書中にあるが、12月から私は人権委員ではない。NHK氏、前執行部とは誰のことか。明確にして欲しい。なお、文中の質問についてだが、①については、公正であった。②については、即座に答えるのは難しい。③について誤った結論には導いていないとお答えしておく。この間、青水氏の件、太田氏の採用時の件があり、議事録の訂正についても可とした。期間も2ヶ月以内なら修正できるとした。2003年2月の文書についても教授会で吉井氏が回収することとしたが、回収の努力をされたのか。なお、前学生委員長に今回の異議に関する情報提供について確認したが、この件について、いかなる質問も吉井氏から受けたことはなく、聞き取り調査をした上で、教授会で適正に判断されたと考えている旨、返事もらっている。

（吉井）NHKとは青水氏のことです。議事録を見たが、明確には書かれていない。

◇議論されて決定しており、教授会メンバーに対する誹謗ではないか。

◇太田氏に対する意見を載せること、文章を回収すること、2ヶ月間の訂正可能を決定した。議論した中でルールとして設定し、吉井先生の意見を載せることで纏まったはずである。

（吉井）2チャンネルなどにも投稿されており、噂が立つこと自体が問題である。

◇もう一度、確認しておきたい。①2ヶ月間は議事録を協議して訂正できる、②それ以前のことは持出さない。で、如何か。

（吉井）私を抑えようとしても別の方から出されることもある。私は提言している。

3月24日確認 北村實

## 議事録修正のお願い

MS 明朝赤字が修正要望部分です。

2005年3月9日（金）13時40分～15時30分

本館第2会議室

（13）卒業判定について

吉井教授から「“2003年1月の試験期間中に起こったカンニング行為の不正処置”に関する問題点」の配布があった。

意見交換の結果、①2ヶ月間は議事録を協議して訂正できること、②それ以前のことは意見しないことを再確認した。

(吉井) 大学、学部を取り巻く環境は厳しい。競争に勝っていくには、より透明性と目的志向が重要であり、意見として発言した。資料内容が事実であれば、企業では懲戒処分であり、まかり通るのはおかしい。

◇文書中にあるが、12月から私は人権委員ではない。NHK氏、前執行部とは誰のことか。明確にして欲しい。なお、文中の質問についてだが、

①「試験監督2人および学生部委員会による不正行為という判断を覆して、“カンニング行為処分を取り消す”という決議に導いたあなたがたお2人の根拠は公正でしたか」については、公正であった。

②「受験したという実態を伴った行為を、不受験という虚偽の手続きに導かせたことは教育者としては考えられない行為です。その説明を学生にどのように説明しますか」については、即座に答えるのは難しい。

③「法律の専門家である北村副学長は大学の法源を体した行為が求められる立場にあり、樋口学生委員長は学生を教育的指導する立場にある責任者です。教授会および大学をこのような誤った結論に誘導したあなたがたの責任は重大とは思いませんか」について誤った結論には導いていないとお答えしておく。

この間、青水氏の件、太田氏の採用時の件があり、議事録の訂正についても可とした。期間も2ヶ月以内なら修正できるとした。2003年2月の文書についても教授会で吉井氏が回収することとしたが、回収の努力をされたのか。

なお、前学生委員長に今回の異議に関する情報提供について確認したが、この件について、いかなる質問も吉井氏から受けたことはなく、聞き取り調査をした上で、教授会で適正に判断されたと考えている旨、返事をもらっている。

(吉井) NHKとは青水氏のことです。カンニング行為の不正処置については議事録を見たが、明確には書かれていない。

そのような事実がなかったということをおなた方が示せばよいではないか。

(青水)◇議論されて決定しており、教授会メンバーに対する誹謗ではないか。こういうことをいわれるのであったらこの大学からでていかれたらどうか。

(多数決の動議を提案されようとしたが、学部長が抑止)

(北村)◇太田氏に対する意見を載せること、文章を回収すること、2ヶ月間の訂正可能を決定した。議論した中でルールとして設定し、吉井先生の意見を載せることで纏まったはずである。

(吉井) 経大チャンネルなどにも投稿されており、情報を持っているものにはそれが事実かどうか分かる。

◇もう一度、確認しておきたい。①2ヶ月間は議事録を協議して訂正できる、

②それ以前のことは持出さない。で、如何か。(多数決をとり、可決)

(吉井) 私を抑えようとしても別の方からこのような事実が出されたら大学にとって大きな問題になるということをおは提言している。

3月24日確認 北村實

吉井康雄